

訪問看護ステーション重要事項説明書

1. 事業所の概要

(事業所名) i-step 株式会社 常磐訪問看護リハビリテーション

(所在地) 福島県いわき市平上荒川字桜町 21 - 1

(電話番号) 080 - 5100 - 1610

(管理者) 大和田 美幸

(サービス提供地域) いわき市全域

※それ以外の地域でもご希望の方は、相談してください。

2. 事業所の職員体制

管理者 看護師 1名

看護師 3名 (常勤3名)

理学療法士等 3名 (常勤3名)

3. 営業日 月曜日～金曜日 8:30～17:30 まで

休業日 土日・お盆 (8月13日～15日)・年末年始 (12月30日～1月3日) は、原則としてお休みとさせていただきます。

※緊急時は、体制を確保しておりますので連絡してください。

4. サービスの方法

当訪問看護ステーションの看護師が訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

5. 支払方法

口座振替または現金にて集金致します。

6. 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況や病状の観察と療養指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・機能訓練などのリハビリ
- ・認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- ・小児の訪問看護とご家族への相談・支援
- ・ターミナルケア
- ・介護相談・指導、精神的支援などご家族への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理 (主治医の指示がある場合)

7. 小児訪問看護の内容

- 1) 訪問回数は1日1回、3回/週までのご利用が可能です。1回の訪問は60～90分となります。
(ご病気や状態により、複数の訪問看護ステーションの利用や複数回の訪問が可能な場合もあります。)
- 2) 訪問場所はお自宅への訪問になります。病院・関連機関への訪問看護は原則実施していません。
- 3) 訪問地域以外に居住の方の退院調整や、退院後の状態や生活が安定する期間、地域の訪問看護ステーションと連携して訪問させていただきます。
- 4) ご家族の急病やご兄弟の学校行事など、緊急時や長時間訪問が必要な場合の対応

は、訪問状況により対応させていただきます。希望に添えない場合もあることをご了承ください。

5) その他、訪問車輛での送迎は実施しておりません。

8. サービス利用料および利用者負担

それぞれの医療保険の負担割での料金になります。(別紙を参照して下さい)

9. ご利用にあたってのお願い

・保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

・やむをえず訪問予定を変更希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

10. 運営方針

当訪問看護ステーションは、利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行います。

11. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の窓口

- ・電話番号 0246 - 46 - 3322
- ・FAX 0246 - 88 - 7579
- ・相談対応 当ステーション職員
- ・対応時間 9:00~18:00

12. 事故発生時の対応

1) 当訪問看護事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関係する居宅支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じます。

2) 上記事故により賠償が生じた場合には、損害賠償をいたします。

3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

13. 緊急時等の対応

訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な対策をします。

14. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。

2) 苦情解決体制等の指針を整備してします。

3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

4) サービス提供中に当該職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

15. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 4) 当事業所において災害等で継続訪問が出来ない場合は、連携している他事業所との再契約において訪問看護の継続を行う場合があります。

16. 身分証の携行

職員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または家族から、その提示を求められた際は、身分証を提示します。

17. ハラスメント対策

サービス利用契約中に、利用者・家族が暴力・ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

18. 身体拘束

- 1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 2) 身体拘束を行う場合は、その態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録に残します。

令和 年 月 日

医療保険対応訪問看護の契約にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

(事業所所在地) 福島県いわき市平上荒川字桜町21-1

(事業所名) 常磐訪問看護リハビリテーション

(管理者) 大和田 美幸 印

(説明者)

訪問看護の利用の契約にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所 _____